

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後
改正前

第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）									別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業 分類	補助 事業	事業実 施主体	補助対象 経費	基準 額	補助 率	重要 な 変更	申請添付 書類	実績添付 書類	事業 分類	補助 事業	事業実施 主体	補助 対象 経費	基準額	補助率	重要 な 変更	申請 添付 書類	実績 添付 書類
略									略								
①地 域医 療構 想の 達成	医療 情報 ネッ トワ ーク 整備 事業	病院、 <u>診療</u> 所、そ の他県 が必要 と認め た者	医療機関等の相 <u>互連携（患者紹 介・転院調整）</u> に係る地域医療 <u>ネットワークに 新たに参加する ために要する次 の経費（おしど りネット以外）</u>	県が <u>必要</u> と認 めた 額	1/2	・補 助対 象経 費の 増額 又は <u>2割</u> を超 える <u>減額</u>	様式第1 <u>号</u> 様式第2 <u>—1号</u> 様式第3 <u>号</u> <u>見積書</u>	様式第1 <u>号</u> 様式第2 <u>—1号</u> 様式第3 <u>号</u> <u>契約書の</u> <u>写し</u> <u>検収書の</u> <u>写し</u> <u>支払を証</u> <u>明する書</u> <u>類</u>	(新設)								
略									略								
①地 域医 療構 想の 達成	新た な地 域医 療構 想に おけ る精 神医	病院、 <u>有床診 療所、</u> <u>その他</u> <u>県が認 めた者</u>	事業の実施に必 <u>要な報償費、旅 費、需用費（消 耗品費、食糧 費、印刷製本 費）、役務費</u> <u>（通信運搬費、</u> <u>手数料）、使用</u>	県が <u>必要</u> と認 めた 額	10/10	・補 助対 象経 費の 増額	様式第1 <u>号</u> 様式第2 <u>—70号</u> 様式第3 <u>号</u> <u>（備品関</u> <u>係）</u>	様式第1 <u>号</u> 様式第2 <u>—70号</u> 様式第3 <u>号</u> <u>支出額の</u> <u>根拠とな</u>	(新設)								

	<u>療体制推進事業</u>		<u>料及び賃借料、委託料、備品購入費</u>				<u>カタログ見積書</u>	<u>る書類</u> <u>支払を証明する書類</u> <u>(備品関係)</u> <u>契約書の写し</u> <u>検収書の写し</u> <u>支払を証明する書類</u> <u>当該備品の写真</u>	
略									略
別記 1 ～別記 6 略									別記 1 ～別記 6 略

第 2 様式第 2－70 号を別添のとおり追加する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 0 月 2 0 日から施行し、令和 7 年度の補助事業から適用する。